

全ト協発第474号(環・適)
平成28年11月29日

各都道府県トラック協会会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
会長 星野良三



貨物自動車運送事業の適正な業務運営及び法令遵守の徹底について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、トラック事業者の運転者が業務中に駐車違反し、身代わりで別人を出頭させ、当該トラック事業者の社員ら6名が犯人隠避または犯人隠避教唆容疑で逮捕されるという事案が発生いたしました。

これを受け、国土交通省自動車局貨物課長並びに安全政策課長より別添のとおり通達が発出され、トラック事業の適正な運営について、特に運転者に対する適切な指導及び監督を含む運行管理の徹底については、トラック事業者に対して繰り返し指導してきたところであり誠に遺憾であるとし、交通違反の身代わり行為が犯罪であることを認識し、適切な業務運営及び法令遵守について改めて徹底するよう要請がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解の上、傘下会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019





国自貨第93号
国自安第169号
平成28年11月25日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長

国土交通省自動車局安全政策課長



貨物自動車運送事業の適正な業務運営及び法令遵守の徹底について

今般、東京都内において、トラック事業者の運転者が犯した業務中における駐車違反に関して、違反した運転者の身代わりで別人を出頭させたこと等により、当該トラック事業者の社員ら6名が犯人隠避又は犯人隠避教唆容疑で警視庁に逮捕される事案が発生した。

国土交通省においては、これまでもトラック事業の適正な運営について、貨物自動車運送事業法等の関係法令はもとより、あらゆる法令を遵守した適切な運営を求めてきたところであり、特に運転者に対する適切な指導及び監督を含む運行管理の徹底については、トラック事業者に対して繰り返し指導をしてきたところである。

そうした中、トラック事業の業務に関して今般のような事案が発生したことは極めて遺憾であると言わざるを得ない。

については、貴会会員に対し、交通違反の身代わり行為が犯罪であることを認識し、適切な業務運営及び法令遵守について改めて徹底するよう要請する。



国自貨第93号の2
国自安第169号の2
平成28年11月25日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省自動車局貨物課長

国土交通省自動車局安全政策課長



貨物自動車運送事業の適正な業務運営及び法令遵守の徹底について

今般、東京都内において、トラック事業者の運転者が犯した業務中における駐車違反に関して、違反した運転者の身代わりで別人を出頭させたこと等により、当該トラック事業者の社員ら6名が犯人隠避又は犯人隠避教唆容疑で警視庁に逮捕される事案が発生した。

国土交通省においては、これまでもトラック事業の適正な運営について、貨物自動車運送事業法等の関係法令はもとより、あらゆる法令を遵守した適切な運営を求めてきたところであり、特に運転者に対する適切な指導及び監督を含む運行管理の徹底については、トラック事業者に対して繰り返し指導をしてきたところである。そうした中、トラック事業の業務に関して今般のような事案が発生したことは極めて遺憾であると言わざるを得ない。

については、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導等の活動において、トラック事業者に対し、交通違反の身代わり行為が犯罪であることを認識し、適切な業務運営及び法令遵守を徹底するよう指導を行うことを要請する。